

子育てのための施設等利用費の請求について

「幼児教育・保育の無償化」に伴い、子育てのための施設等利用給付認定の「第2号」又は「第3号」を受けた方で、「幼稚園における預かり保育」や「認可外保育施設」、「一時預かり事業」「病児保育事業」「ファミリー・サポート・センター事業」を利用した場合の利用料の請求方法等手続について、以下のとおり御案内いたします。

【対象者】

- ・東松山市に在住している方で、施設等利用給付認定の「第2号」又は「第3号」を受けた方。
- ・主として私立幼稚園（又は認定こども園の幼稚園部分）に在籍し、同施設の「預かり保育」を利用し、利用料が発生した方。

※市内の私立幼稚園に在籍している場合、当該「預かり保育」の利用料のみ、限度額の範囲内で請求が可能となります。他の施設（認可外保育施設等）を利用した費用は、併せて請求することはできません。

- ・主として認可外保育施設等を利用し、同施設の利用料が発生した方。

※同施設の利用料のほか、限度額の範囲内で、一時預かり事業や病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業の利用料も請求することができます。

【請求及び支払いの時期】

原則として、四半期ごとに請求及び受付をいたします。

- ・4月から6月までの利用分は、7月末日までに請求
- ・7月から9月までの利用分は、10月末日までに請求
- ・10月から12月までの利用分は、翌年1月末日までに請求
- ・1月から3月までの利用分は、4月末日までに請求

※末日が「土・日・祝日」の場合は、直前の平日までとなります。

※請求書が提出されてから、概ね3週間～1か月以内に指定された振込先口座に入金いたします。

【請求の方法】

主として私立幼稚園（又は認定こども園の幼稚園部分）に在籍している場合

「様式第15号 施設等利用費請求書（償還払い用）」に必要事項を記入し、利用された分の「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書（兼）特定子ども・子育て支援提供証明書*」を添付の上、東松山市保育課窓口（郵送可）に提出してください（入所している幼稚園からの指示がある場合は、幼稚園経由で提出することも可能です。）。

※在籍している幼稚園（又は認定こども園）から発行されるものです。また、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書」と「特定子ども・子育て支援提供証明書」は、別々に発行される場合もあります。その場合は両方とも添付してください。

主として認可外保育施設等を利用している場合

「様式第16号 施設等利用費請求書（償還払い用）」に必要事項を記入し、利用された分の「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書（兼）特定子ども・子育て支援提供証明書*」を添付の上、東松山市保育課窓口（郵送可）に提出してください。

※利用した施設から発行されるものです。また、「特定子ども・子育て支援の提供に係る領収書」と「特定子ども・子育て支援提供証明書」は、別々に発行される場合もあります。その場合は両方とも添付してください。

※「ファミリー・サポート・センター事業」を利用された場合、サポーターから発行される「援助活動報告書」を添付してください。

裏面に続きます

各請求書の様式については、市保育課窓口での配布や市ホームページに掲載のほか、東松山市内の私立幼稚園や認可外保育施設等でも配布を行っています。

その他、請求書の記入に当たっては、必ず「記入例」を参考にしてください。

【その他限度額等参考】

区分	幼稚園保育料	預かり保育利用料	認可外保育施設保育料	その他※
第1号	月額 28,000 円 を限度に無償	対象外	対象外	対象外
第2号		月額 12,300 円を限度に無償	月額 40,300 円を限度に無償	
第3号		月額 17,700 円を限度に無償	月額 45,700 円を限度に無償	

①

②

※ 「その他」とは「一時預かり事業」「病児保育事業」「ファミリー・サポート・センター事業」を指します。

- ・原則として、幼稚園又は認定こども園（幼稚園部分）を利用する場合（上記①）、認可外保育施設やその他（上記②）に係る利用料は無償化の対象にはなりません（利用（併用）自体は可能です。）。

※ただし、幼稚園等の「預かり保育の実施状況」が「年間200日未満 又は 平日1日当たり8時間未満」の場合に限り、例外的に「預かり保育利用料」と併せて「認可外保育施設」「その他」も無償化の対象とすることができます。なお、東松山市内にある幼稚園又は認定こども園は、全て「年間200日以上 か つ 平日1日当たり8時間以上」です。

※東松山市外の幼稚園等を利用している方で、その幼稚園等が前記の対象となるかどうかについては、幼稚園等のある市町村に御確認ください。

- ・「預かり保育利用料」の実際の支給額の計算方法は、次のとおりとなります。上記表の限度額（月額 12,300 円又は月額 17,700 円）のとおりの額が支給されるものではありません。

① 1 か月の間に利用した預かり保育利用料の合計額（実際に施設に支払った金額）

② 「1 か月の間に利用した日数」×「490円」

③ 前記①と②を比較して、少ない方の額（ただし、上記表の月額限度額の範囲内に限る。）を支給

- ・月の途中で入退所又は市外転居等をした場合、上記月額の限度額は日割り計算となります。この場合の計算方法は、次のとおりとなります。

【月の途中から利用開始（入所・転入）】

各限度額 × その月の利用開始日以降の日数 ÷ その月の日数（小数点以下切捨て）

【月の途中で利用終了（退所・転出）】

各限度額 × 利用終了日までのその月の日数 ÷ その月の日数（少数点以下切捨て）

※各施設が定める保育料自体は、原則として日割り計算となりませんので、御注意ください。

【担当】

東松山市役所 保育課

Tel.0493-21-1407 内線 671～674